

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 23（個）第 1 号）

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報について、不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 23 年 6 月 29 日、広島県個人情報保護条例（平成 16 年広島県条例第 53 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、県が裁判所に提出した乙第 11 号証の図面作成者の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、県が業者に依頼した、異議申立人所有の建物の調査報告書に添付の図面に記載されている図面作成者の氏名（以下「本件対象情報」という。）を本件請求の対象となる保有個人情報として特定し、条例第 11 条第 3 項の規定に基づき、自己情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 23 年 7 月 8 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 23 年 11 月 1 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書（平成 24 年 3 月 13 日付け）及び口頭による意見陳述（平成 24 年 5 月 24 日実施）で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- （1）図面作成者が、〇〇の社員とはいえ、専門職である建築士であり、この建築士が私の建物に関して作成した図面であることから、その閲覧は当然に認められるべきである。
- （2）この建築士が作成した図面によって私の建物が切り取られることになったものであって、その図面が正当かどうかによって、切り取られ

た私の建物という財産の被害回復が図られるものであり、人の財産を保護するために必要である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書（平成24年2月10日付け）及び口頭による意見陳述（平成24年5月24日実施）で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件図面は〇〇が、広島県から作成を業務委託されたものであって、図面作成者は〇〇の社員として図面を作成している。

よって、当該情報は「組織体の構成員としての個人の活動に関する情報」であって、条例第14条第3号の開示請求者以外の個人情報に該当する。

2 当該情報は、次のとおり条例第14条第3号ただし書きの各内容には該当しないため、自己情報の不開示決定を行ったものである。

(1) 条例第14条第3号ただし書きイ「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（以下「ただし書きイ」という。）に該当するかどうかについて

開示請求時点においては、建築士法（昭和25年法律第202号）は建築士事務所に所属建築士の業務実績を記載した書類を備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させる義務を定めているため、建築士の業務実績はただし書きイに該当する情報と考えられる。

しかし、当該規定は平成18年の改正により設けられ、また、改正以前の情報に対する経過措置もないため、改正以前に作成された本件図面に係る業務実績については、上記のような閲覧規定は適用されない。

したがって、本件対象情報はただし書きイに該当しないものである。

(2) 条例第14条第3号ただし書きロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると求められる情報」（以下「ただし書きロ」という。）に該当するかどうかについて

異議申立人は、同人所有の建物の構造等に対する技術的な問題を訴えていると考えられるが、本件図面の図面作成者名を除く部分は明らかとなっているから、本件対象情報を開示しないからといって、それが異議申立人の生命、健康、生活又は財産に直接影響を及ぼすとは考えられない。

したがって、本件対象情報はただし書きロに該当しないものである。

(3) 条例第14条第3号ただし書きハ「当該個人が公務員である場合において（中略）情報」（以下「ただし書きハ」という。）に該当するかどうかについて

当該個人は、前述のとおり〇〇の社員であって、公務員等ではないため、本件対象情報はただし書きハに該当しないものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象情報について

本件対象情報は、県が業者に依頼した、異議申立人所有の建物の調査報告書に添付の図面に記載されている図面作成者の氏名であり、実施機関は、条例第14条第3号本文に該当する情報であるとして不開示としたものである。

2 本件処分の妥当性について

条例第14条第3号本文は、開示請求に係る保有個人情報の中に、開示請求者以外の第三者（個人）に関する情報が含まれている場合において、この情報を開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、原則として第三者に関する情報は不開示とすることを定めているが、同号ただし書において、例外的に開示できるものとしている。

本件対象情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、同号本文に該当する情報と認められる。

まず、同号ただし書イの「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するかどうかについて検討する。

異議申立人は、図面作成者が専門職の建築士であること、また、自らの財産を保護するために必要であることから、開示されるべきであると主張する。

これに対し、実施機関は、「開示請求時点においては、建築士法（昭和25年法律第202号）は建築士事務所に所属建築士の業務実績を記載した書類を備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させる義務を定めているため、建築士の業務実績はただし書きイに該当する情報と考えられる。しかし、当該規定は平成18年の改正により設けられ、また、改正以前の情報に対する経過措置もないため、改正以前に作成された本件図面に係る業務実績については、上記のような閲覧規定は適用されない」と説明する。

当審査会で、建築士の業務実績に関する閲覧について確認したところ、建築士法第23条の6の規定で、建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所に属する建築士の氏名とその建築士の当該事業年度における業務の実績などを作成し、毎事業年度経過三月以内に県知事に提出しなければならないとされており、また、同法第23条の9の規定により、県知事は提出のあった報告書を一般の閲覧に供しなければならないとされている。

しかし、この規定は、施行日である平成19年6月20日以後に開始する年度に係るものから適用されることになっており、本件対象情報を記載している図面が作成された時期については、適用されていないため、同号ただし書きイには該当しないと認められる。

次に、条例第14条第3号ただし書ロの「人の生命、健康、生活又は財産

を保護するため、開示することが必要と認められる情報」に該当するかどうかについて検討する。

同号ただし書口は、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康、生活又は財産を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないことを定めたものである。

当審査会で、本件対象情報が記載された図面を見分したところ、図面作成者の氏名・資格及び登録番号以外の設計業者名、平面図等の情報は明らかとなっており、図面作成者の氏名について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の利益よりも、異議申立人の生命、健康、生活又は財産を保護することの必要性が上回るとまでは言えず、同号ただし書口にも該当しないと認められる。

最後に、条例第14条第3号ただし書ハ「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当するかどうかであるが、実施機関の主張のとおり、図面作成者は、〇〇の社員であって、公務員等ではないため、本件対象情報は同号ただし書きハに該当しないと認められる。

以上のことから、本件対象情報について、同号ただし書のいずれにも該当しない情報であるため、不開示とした実施機関の本件処分は妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
23. 12. 22	・ 諮問を受けた。
24. 1. 5	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
24. 2. 10	・ 実施機関から理由説明書を收受した。
24. 2. 15	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
24. 3. 14	・ 異議申立人から意見書を收受した。
24. 3. 15	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
24. 4. 19 (平成24年度第1回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
24. 5. 24 (平成24年度第2回第2部会)	・ 実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 異議申立人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
24. 6. 14 (平成24年度第3回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁 護 士
中 坂 恵 美 子	広 島 大 学 大 学 院 教 授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広 島 大 学 大 学 院 教 授